

# インクルーシブな e スポーツイベント開催業務委託 仕様書

## 1 契約期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日まで

## 2 履行場所

川崎市内

## 3 目的

川崎市（以下、「本市」という）は、「誰もが自分らしく暮らし、自己実現を目指せる地域づくり」を目指し、「人々の意識や社会環境のバリアを取り除き、誰もが社会参加できる環境を創出すること」を理念とする「かわさきパラムーブメント」を推進している。

本業務は、障害の有無に関わらず誰もが一緒に楽しむことができるツールであるとともに、インクルーシブな社会に向けた一つ的手段として大きな可能性を秘めている e スポーツを活用して、かわさきパラムーブメントの目指す社会の実現に向けて、インクルーシブな e スポーツ体験イベントを実施するための準備及び運営等の業務を委託するものである。

## 4 実施概要

### (1) テーマ

障害のあるなしや年齢、国籍等に関わらず誰もが一緒に楽しめるインクルーシブな e スポーツイベント

### (2) イベント内容

#### 【事前練習会】

事前練習会を実施し、主に障害のある方がイベント本番に参加しやすくなるような環境を整えるために実施すること（事前申込制）。

#### ア 実施日（予定）

令和 7 年 2 月 15 日（土）及び 2 月 16 日（日）

#### イ 実施場所

川崎市総合自治会館ホール

※会場使用料及び設備使用料は、発注者負担とする

#### ウ 設営日

令和 7 年 2 月 14 日（金）

※実施会場（川崎市総合自治会館）は、発注者にて 2 月 14 日（金）午前・午後区分、2 月 15 日（土）及び 2 月 16 日（日）の全日区分を予約済み。

#### エ 想定参加人数

1 日当たり 70 人程度

#### オ 内容

- (ア) 集客につながるような魅力的なゲームタイトル（種目）を用意すること。
- (イ) 操作方法などのレクチャーを実施し、e スポーツの楽しみ方を知ってもらうこと。
- (ウ) 初めて会った人同士がコミュニケーションを取りながら楽しめるコンテンツを実施すること。

- (エ) 昨年度参加した市民もまた参加したいと思えるような練習会を実施すること。
- (オ) イベント本番に行くハードルを下げ、行きたいと思えるようにするための内容とすること。
- (カ) 参加者の募集について、その受付窓口となること（募集方法については発注者と協議の上決定する）。また、参加者とはメールを連絡方法の基本とし、1回の練習会当たり、参加申込結果1回、参加前連絡1回、その他1回程度（本番イベント案内）の連絡・調整を実施すること。

#### 【本番】

e スポーツを使用して、障害のあるなしや年齢、国籍に関わらず、誰もが参加できるイベントを開催すること。

#### ア 実施日（予定）

令和7年3月の土日祝のうち1日

※実施日は令和6年12月末までには確定予定。

#### イ 場所

川崎ルフロン1階イベントスペース

※会場使用料及び設備使用料は、発注者負担とする

#### ウ 内容

- (ア) 集客につながるような魅力的なゲームタイトル（種目）を用意すること。
- (イ) 単なるeスポーツの体験会ではなく、誰もが“一緒に”楽しめるコンテンツとしてのeスポーツのイベントとすること。
- (ウ) eスポーツの“体験会”ではなく、その場で集まった人同士で楽しめる“大会（対戦会）”とすること。
- (エ) eスポーツ初心者でも楽しめるイベントとすること。
- (オ) 本イベントが“かわさきパラムーブメント”と結びついているということをコンテンツ内容及び会場装飾等で可視化すること。
- (カ) かわさきパラムーブメントの根本的な考え方である“障害の社会モデル”や“心のバリアフリー”について、参加した市民に気づきを与える展示・装飾を行うこと。

### (3) 広報

#### ア 広報等に必要なチラシ等の作成

##### 【事前練習会】

必要最低枚数：チラシ 7, 100枚 ※合紙を30部ずつ入れること

##### 【本番】

必要最低枚数：チラシ 12, 000枚 ※合紙を30部ずつ入れること

#### イ その他効果的な広報を行うこと。

### (4) その他

- ア イベント参加については、無料とすること。
- イ 必要と考えられる情報保障及び合理的配慮の提供を行うこと。
- ウ 本番イベントには英語が話せるスタッフを1人程度配置しておくこと。
- エ 本番イベントの施設からは、大型ビジョン、ベルトパーテーション、椅子、ステージ、ステージ用階段、机、カゴ台車、コードリール等の備品を貸与していただける予定。

## 5 業務内容

## (1) 全体の統括

本業務の実施にあたっては、企画責任者及び現場責任者を定め、実施計画書、作業表、日程表等を提出し、情報を一元管理の上、当該事業が円滑に進行するよう、本市と協議のうえ、適正に運営管理すること。

## (2) 事前準備

- ア 提案会において受託者が提案した内容等を踏まえ、開催内容を企画し、本市と協議のうえ、決定すること。
- イ 実施に向けた関係者との調整や支援をすること。
- ウ 円滑な実施に向けて必要なスタッフを配置すること。
- エ 当イベントを実施するにあたって必要となる相手方との交渉や調整業務、契約締結、謝礼支払等、付随する業務全般を実施すること。
- オ 実施に伴って必要な機材等を用意し、不足が無いようにすること。
- カ 本番イベントを実施するにあたって、必要となる看板・装飾等の作成を行うこと。
- キ 必要なイベント保険等に加入すること。参加者想定は、事前練習会70人×2日、本番500人とする。
- ク 本市と内容を協議したうえで、参加者等を対象としたアンケートを作成すること。
- ケ 会場側と動線等の確認を取りつつ、問題がないレイアウトを考えること。

## (3) 運営等

- ア 必要な会場の設置、撤去を行うこと（必要な機材等の準備、運搬を含む）。
- イ 必要な備品等を用意すること。
- ウ 設置物の転倒等、安全面に十分注意すること。
- エ 施設利用者（障害者も含む）の通行を妨げないようケーブル等の配線を行うこと
- オ 障害当事者の受付等の対応も含めてイベントが円滑に実施されるよう、適正に運営管理すること。
- カ 参加者等を対象としたアンケートをそれぞれ実施すること。
- キ イベントに参加した人数をそれぞれカウントすること。
- ク 本番イベントにおいて、障害者就労体験者5名（1名2000円）を見込み、支払い手続きを行うこと。  
※障害者就労体験の募集等の手続きは発注者が行うこととする。

## (4) 実施後の検証及び報告等

- ア 実施結果やアンケート調査等を踏まえ、ニーズや課題等を整理すること。
- イ 実施結果等について、当日の写真を添えて本市へ報告すること。

## (5) その他

- ア 本市との打ち合わせに係る摘録をその都度作成し、翌営業日までに提出すること。
- イ どのようなイベントを行ったか分かるような写真を最低でも各イベント30枚程度ずつ撮影し、発注者に提供すること。

## 6 成果物

本事業の受託者は、本業務の履行期限内に下記成果物を納品すること。

### (1) 実施報告書

下記の資料等について報告書にまとめ、データ形式で納品すること。

- ア 本業務遂行時において作成した成果物（計画書や制作物、レイアウト図等）
- イ 当日の写真
- ウ アンケートの集計結果
- エ その他本市が必要と認めるもの

(2) 当日の写真

(3) 業務完了届

## 7 業務の適正な実施に関する事項

### (1) 業務の一括再委託の禁止

当事業の受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認めるときは、本市と協議のうえ、その一部を委託することができる。

### (2) 個人情報保護

業務に係る個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。)の本旨に従い、本市と十分に協議の上、適切に取り扱うこと。また、受託者が、委託業務の履行に伴い、又はこれに関連して知り得た業務上の情報を第三者に漏えいしないこと。

## 8 その他

- (1) 受託者は、各体験会の実施手法や実施内容について適宜本市と協議を行い、協議結果を踏まえた上で各種業務等に着手すること。
- (2) 受託者は、本市が指定した期日までに関係書類を提出することとし、成果品の編集等については、本市と十分協議すること。
- (3) 本市の所持する資料のうち、当該業務に必要な資料は別途貸与するが、丁寧に取扱い、業務終了後は、速やかに返納すること。なお、貸与を受けた資料及び当該業務の成果は、許可なく外部に漏らしてはならない。
- (4) 受託者は、国及び本市の関連法規等の内容も踏まえた上で、本市と綿密な協議を行いながら本業務を実施すること。
- (5) 本業務に係る成果物等の著作権、所有権等の権利は、すべて本市に帰属するものとする。また、本市は、成果物等のすべてについて、業務に必要な範囲で改変し、または二次利用する権利を有するものとする。
- (6) 業務完了検査の結果、成果物に瑕疵が発見された場合は、受託者は、本市の指定する期間内に修正を行い、再度検査を受けること。
- (7) 自然災害や社会情勢等の変化により、実施内容等に変更が生じる場合や、中止となる場合には、本市と本件委託に係る事業の内容や契約金額等について再度協議を行い、変更契約等の手続を行うものとする。
- (8) この仕様書に定めのない事項、または不明な点がある場合は、本市の条例または規則に定めのある場合を除いて、その都度、両者協議の上で決定するものとする。